○農林水産省告示第千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成六年三月十一日農林水産省告示第五百六号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに四万十市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成六年三月十一日農林水産省告示第四百九十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに宿毛市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町留浦字地郡一六〇三のイ・一六〇三のニ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、日の出町大字大久野字落合二三九の一（次の図に示す部分に限る。）、三三三の一、三三三の三、三三三の四、檜原村字上元郷五三九九のイ（次の図に示す部分に限る。）、字下元郷五二四一の一（次の図に示す部分に限る。）、字下元郷五二四一の二（次の図に示す部分に限る。）、五二四〇、字三都郷七三三〇、七三四九、七三五〇、字倉掛九三六九の一・九三七六の三・九三九一の一・九三九一の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九三六九の二、九三六九の四、九三六九の五、九三七七、九三七八、九三八九、九三九一の九、九三九一の一〇

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。東京都西多摩郡檜原村字上元郷五三九九のイ・字下元郷五二四〇・五二四一の一・字倉掛九三六九の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字下元郷五二三三、五二三四の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年六月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年六月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年六月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「豚伝染性胃腸炎生ワクチン（子豚用）	679,000	102,600	32		
豚伝染性胃腸炎生ワクチン（母豚用）	679,000	102,600	33	16	
豚伝染性胃腸炎濃縮生ワクチン（母豚用）	679,000	102,600	33	16	2」

を

「豚伝染性胃腸炎生ワクチン（子豚用）	386,800	54,500	32	2	
豚伝染性胃腸炎生ワクチン（母豚用）	386,800	61,300	33	16	2
豚伝染性胃腸炎濃縮生ワクチン（母豚用）	386,800	61,300	33	16	2」

に、

「豚流行性下痢生ワクチン	569,900	55,000	16	14	2」

を

「豚流行性下痢生ワクチン	416,900	56,500	16	14	2」

に、

「豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン	701,200	145,700	34	17	2」

を

「豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン	469,800	164,600	34	17	2」

に

改める。